

7・4 上越民商定期総会開催②

先回報告しました上越民商の総会の記事に、新三役人事を載せ忘れましたので、今回遅ればせながら紹介したいと思います。

会長 岩澤健（城東支部・留任）
副会長 山本誠二（城東・留任）
〃 青木信雄（直西・留任）
〃 遠藤芳春（直東・留任）
〃 上原洋一（城東・留任）
〃 宮下奈菜（城東・新任）
〃（会計）岡村徳吉（春日山・留任）
事務局長 青木浩一（雄志・留任）

以上8名が新年度三役に決まりました。宜しく願います。

今回は、待望の女性役員が誕生しました。しかも30代ということも女性の比率も上がりましたし、役員の平均年齢もぐっと若返りました。組織にはやはりカンフル剤的な刺激もな



いといけないし、誰かが言っていました、老害が蔓延しないように新陳代謝も図っていかねばいけませんね。何はともあれ新役員体制で、フレッシュな気持ちで会の運営にあたれることを嬉しく思います。

上越市の【事業者経営支援金】第二弾登場

今年3月から申請受付が開始されている上越市の支援金制度ですが、先月30日（金）で申請期限が終わりました。この制度は給付条件のハードルが高くて、弾かれてしまう業者が多くいましたが、この度、前制度を改良して第2弾として新制度に引き継がれまし

た。受付開始は今月2日からとなっています。

給付対象となる売上減少の期間は、今年4月～7月で、少なくとも2年前の同月比2か月連続25%以上減少していれば該当します。給付金額は減少率や売上規模により異なりますが、上限50万円だそうです。申請期限は今年10月29日までです。

なお、第1次の事業者経営支援金を受けた方も再度申請が出来ますので、みなさんも是非該当する方は利用して下さい。

民商では毎日のように支援金申請相談も受け付けていますが、先ずは電話で予約をしてお越し下さい。お持ちいただく書類も、申告制度（白・青）によって違ってきますし、確認してから来所して下さい。込み合っていると対応できないこともあります。

なお、新制度に替わったことから民商では下記の通り説明会を開催します。

■8月17日（火）午後1時半～

続いて相談会を下記の通り開催します。相談会は事前電話にて予約をお願いします。

■8月23日（月）午後1時半～

■8月30日（月）午後1時半～

いずれも会場は民商会館です。

国の

【コロナ月次支援金】

8月も対象に！



6月16日から始まった国のコロナ月次支援金ですが、一次支援金の後を受け、緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和を狙ったもので、当

初は4～6月が対象月でしたが、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の延長により、対象期間が8月も対象となりました。

申請期間は、

4・5月分：6/16～8/15

6月分：7/1～8/31

7月分：8/1～9/30

8月分：9/1～10/31までとなっています。

民商では下記の通り相談日を設けました。事前に電話にて予約をお願いします。会場は民商会館です。

■8月10日（火）午後1時半～

なお、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の延長などで、8月以降も支援対象になる可能性があります。詳しくは逐次事務局までお尋ねください。

市の「国保減免申請」に疑問が…。

直江津で飲食店を経営するKさんは、昨年「コロナの影響での国保減免」制度を利用し全額免除となり、厳しい経営の中ですが何とか営業を続けてきました。

今年も、市から国保税の納付書が届いたので早速「減免申請」を記入し始めたところ、「前年の事業収入の中に持続化給付金などの各種給付金は含まないこと」と書いてあるので、計算上3割以上の減少見込みが立ちません。困ったKさんは民商に相談に來られました。

どうしてそういうことになったのか疑問に思いましたが、市としては国の基準に従い制度を策定したものだと思われま。持続化給付金は主に100万円以上です。同じ条件でもそれが入ると入らないのでは対象者が限られてしまいます。ここでも国の極力支出を抑

《裏面に続きます》

えたい意向が働いたと思わざるを得ません。

同じ例として、北海道の大雪地区広域連合や群馬県渋川市での取り組みが商工新聞に載っていましたが、各自治体では真に厳しい業者が困っている現状を考慮し、独自に「各種給付金は含めてもいい」という基準を創設して喜ばれています。



早速共闘関係にある共産党の平良本市議に相談に乗ってもらい、直接本人からも話を聞きながら、現状の制度の範囲内で申請することにしました。

昨年の収入がコロナの影響で前年比三割減になった人が、今年、そこから更に三割減収になるのは非常に厳しい話です。せめて持続化給付金などの給付金を含めれば、前年比三割以上の減収も見込めるのですが…。

国の支援金申請では、対象とする年を令和1年か令和2年か選ぶことが出来るのにそれも出来ず、「そもそも国保が高いのは均等割りが高いせいだ」などの意見も出ました。

国や県や市町村のコロナ対応の支援金は、制度設計の段階で弱者切り捨てになっていきます。電子申請（国）は普通の人でも難しいです。月次支援金以下、簡単な手続きで申請できる支援金などありません。だから最初から諦めている方も多くいます。それは、資金繰りに困っていないからしないのではなく、出来ないからしないのです。それって本当の支援ですか。

そもそも、申請しなくては救えない制度自体が問題です。申請しなくても

支援してくれる、助けてくれる自治体の制度じやなきやおかしいでしょ。私たちは何のために苦労して納税しているのですか。

外国ではコロナで生活が大変な国民のために、消費税Ⅱ付加価値税の税率を引き下げたり無くしたりしていますが、菅政権は全く「我関せず」です。

国が、国民が大変だからコロナが終わるまで消費税を無くすことにすれば、申請をしなくても申請が出来ない人でもどんな人でも救うことが出来ます。近づく総選挙で政権を変えなければ国民は浮かばれません。

今月の「なんでも相談会」は18日です

毎月第3水曜日の夜7時から民商会館3階で行われている「なんでも相談会」ですが、今月はお盆明けの18日に開きます。会内・会外問わず相談のある方はおいでください。相談料は無料です。秘密は堅く守られます。

商工新聞の次回16日号は休刊です

ちょうどお盆の時期になりますので毎年のことですが商工新聞も休刊になります。次回お届けは23日号です。

8・13（金）～16（月）

民商事務所もお盆休み

宜しくお願いします。



婦人部より

そうめん、まだあります

皆さんから大変「好評を頂いておりました『そうめん』ですが、最近完売しました。ありがとうございます。

その後、数名の方から欲しいと言われまして、追加で注文しました。

『小豆島手延べそうめん』

1箱 1.8 kg 2,300円

包装や、のし掛けも致します。



なお、婦人部の総会はコロナ感染拡大防止のため、1年延期となりました。